

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	地域福祉推進事業補助金
担当部署	福祉部 福祉課 福祉推進係
担当者名	安藤 尚子
補助対象	町民に対して移送サービス（福祉有償運送）を行う町内の特定非営利活動法人
規程等	瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>町民に対して移送サービス（福祉有償運送）を行う町内の特定非営利活動法人に対し、事務費の一部を補助するものである。</p> <p>福祉有償運送とは、国及び多摩地域福祉有償運送運営協議会の許可を受けた、非営利の民間団体が行う移送サービスのことで、在宅の障がい者（児）及び高齢者が通院、通所、レジャー等で移動する手段として、低廉な価格で移送が受けられるサービスである。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>この補助は、在宅の障がい者（児）及び高齢者が通院、通所、レジャー等で移動する際に、低廉な価格で移送サービスを受けられるため必要な補助金である。</p> <p>サービスを受けられる対象が、障害者手帳の所持や介護認定を受けている人であり、車椅子での生活や各種補装具、人工呼吸器等を装着していることから、一般のバス等に乗車が難しい人である。また現在このサービスを受けている人の多くが、町外の病院に通院するための利用である。</p> <p>「地域保健福祉計画」でうたわれている「住み慣れた地域でその人らしく暮らしていける」という地域福祉の考え方を推進するため、このサービスを提供する法人に対し補助し、利用者の交通手段の確保や生活の安定を維持することは、町として必要であると考えるものである。</p>
補助金額	1, 234, 200円（令和2年度補助金額は740, 520円）
補助割合	東京都 1/2
実施期間	令和3年4月から
その他	

瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱

〔平成19年3月23日〕
告示第60号

(目的)

第1条 この要綱は、町の区域内の社会資源を有効に活用した地域住民のニーズに応える福祉サービス等の事業に対して、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金の対象者は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であって、町民に対して移送サービスその他地域福祉を推進する事業を行い、かつ、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、当該事業が他の制度による補助対象である場合を除く。

- (1) 当該事業に適用される法令等の規定に適合すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める基準に適合すること。

(事業区分等)

第3条 事業区分、補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）に定めるところによる。

別表（第3条関係）

事業区分	補助基準額	補助対象経費
<p>1 移送サービス</p> <p>2 その他地域福祉を推進する事業で町長が必要と認めるもの</p>	<p>左欄に掲げる事業について、当該事業を行う者に係る補助金の交付決定を受けた年度の稼働日数に1,020円を乗じ、その額に次に掲げる基準時間を乗じて得た額とする。ただし、1,234,520740,520円を限度とする。</p> <p>(1)当該事業の利用者数が30人未満のとき 2時間</p> <p>(2)当該事業の利用者数が30人以上のとき 53時間</p>	<p>事業を行うに当たって必要な安全を確保するために要する給料、職員手当、共済費、賃金、消耗品費、印刷製本費及び研修費</p>

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日告示第42号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以降に申請された補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、

なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 2 月 22 日告示第 16 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以降に申請された補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 1 月 27 日告示第 8 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以降に申請された補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 12 月 10 日告示第 247 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降に申請された補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 12 月 2 日告示第 215 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に申請された補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日告示第 51 号）
（施行期日）

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以降に申請された補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日告示第 63 号）
（施行期日）

1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に申請された補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 72 号）
（施行期日）

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に申請された補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 13 日告示第 62 号）
（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の瑞穂町地域福祉推進事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降に申請された補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	企業誘致奨励制度	
担当部署	都市整備部 産業課 商工係	
担当者名	原田 有介、上出 貴之	
現行制度		
<p>瑞穂町企業誘致促進条例は、町の区域内に事業所を新設する企業に対し、奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の発展及び住民生活の向上に資することを目的に、平成23年に制定されました。指定業種は、ものづくり産業（製造業）を中心とし、情報通信業、学術・開発研究を行う業種となっており、奨励金は新設した事業所に係る各年度に納付すべき固定資産税及び都市計画税に相当する合計額を3年間（1年目100/100、2年目75/100、3年目50/100）支給しています。</p>		
改正の経緯及び目的		
<p>町は、地域経済の発展及び住民生活の向上に資することを目的として平成23年度から瑞穂町企業誘致促進条例により、町の区域内に事業所を新設する企業に対し、奨励措置を講じ、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ってきました。本条例は、令和3年3月31日限り効力を失いますが、今後、第5次長期総合計画や都市計画マスタープランなどに掲げる、まちづくりの促進及び更なる産業の振興と雇用機会の拡大を図るため条例及び規則を一部改正し、引き続き優良企業の立地を促進します。</p>		
改正の内容		
<p>（1）奨励措置の対象となる業種等の追加（規則）</p> <p>現行の業種（製造業、情報通信業、学術・専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関）に、次の業種を追加します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気・ガス・熱供給業 ② 運輸業・郵便業のうち運輸業 ③ 卸売業・小売業のうち小売業 <p>※業種は、統計法に規定する日本標準産業分類の区分による。</p>		
<p>（2）奨励措置の対象となる業種ごとの面積と雇用人数の要件を追加</p> <p>現行の奨励措置の対象要件については、事業所の用に供する土地面積500㎡以上となっており、業種ごとの面積要件や雇用人数の規定はありませんが、業種ごとに面積要件と雇用人数の要件を次のとおり規定します。</p>		
業種	面積	雇用人数
製造業	土地面積500㎡以上	常用雇用者20人以上
情報通信業	土地面積500㎡以上	常用雇用者5人以上
学術・専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関	土地面積500㎡以上	常用雇用者5人以上
電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気・ガス・熱供給業	土地面積500㎡以上	常用雇用者20人以上
運輸業・郵便業のうち運輸業	土地面積1,000㎡以上	常用雇用者20人以上
卸売業・小売業のうち小売業	店舗面積500㎡以上	常用雇用者5人以上

(3) 指定地域の追加

現行においては、指定地域の定めはありませんが指定地域を近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、第1種住居地域、準住居地域と定めます。
※上記地域はすべて市街化地域です。

(4) 奨励金交付決定等の取消しにおける期間の設定

現行条例において、指定企業が事業を廃止若しくは休止した場合、町は、奨励金交付決定等を取消し、奨励金返還を命ずることができることと規定されています。しかし、取消しができる期間が定められていないため、期間を新たに規定し、奨励金返還を命ずることができる期間を明確にします。

改正後	改正前
操業開始日から6年以内に事業を廃止もしくは休止等したときは、奨励金の交付決定等を取消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。	_____事業を廃止もしくは休止等したときは、奨励金の交付決定等を取消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

※6年以内と定めた根拠：操業開始から6年を超えた場合、企業が納付した固定資産税額等の額が、町が交付した奨励金額を超えると想定されるため。

(5) 奨励措置を受けようとする企業の申請期限の変更

企業の申請に伴う負担軽減の観点から、奨励措置を受けるための申請期限を次のように改めます。

【改正前】事業所の建設着手前まで

【改正後】事業所の事業開始前まで

(6) その他の改正点

奨励措置の対象要件に、「事業内容が立地場所にふさわしいものであり、かつ産業の振興に寄与するものであると認めるもの」を追加します。

規程等

瑞穂町企業誘致促進条例
瑞穂町企業誘致促進条例施行規則

補助金額

新設又は増設した事業所に係る各年度に納付すべき固定資産税及び都市計画税（指定企業が納税義務者となるものに限る。）に相当する額の合計額

実施期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

その他